憲法審査会における論議の推進を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議院議 長 参 議 院 議 長 内閣総理大臣 あて 務 大 総 臣 大 法 務 臣 内閣官房長官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

日本国憲法は、昭和22年の施行以来、その基本原理である国民主権、基本的 人権の尊重、平和主義の三原則の下、国民の福祉向上及び我が国の発展に大き な役割を果たしてきた。この三原則は現憲法の根幹をなし、今後も堅持されな ければならない。

一方で、我が国を取り巻く安全保障環境は一層緊迫度を増し、国内において も、頻発する大規模災害への対処、地方の視点に立った選挙制度の検討、環境 の保全等が求められ、現憲法の制定時から情勢は大きく変化している。

しかしながら、国会に設置された憲法審査会では、我が国の将来のためにど のような憲法がふさわしいのか論議が進展しているとは言い難い状況にある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、日本国憲法について、憲法審査会における論議を推進するよう強く要請する。